岡山県立倉敷まきび支援学校 いじめ問題対策基本方針

じ 関 す る 現 状 課 題 11 め に と

● 本校は知的障害部門と肢体不自由部門の小学部から高等部までの児童生徒が在籍している。知的障害部門高等部には生活コースと職業コースを併設しており、実態も多様である。児童 生徒の問題を早期に発見することはとても大切であるが、いじめに対する加害・被害の自覚が薄い場合や、いじめられていることが認識できにくい児童生徒もいると考えられるので、周囲の 状況から客観的にいじめの有無を確認し、積極的に認知を行う必要がある。高等部では、携帯電話やスマートフォン等の利用が増加しており、情報モラルの低下も懸念されている。ネット上 のいじめを防ぐためにも、警察などの関係機関と連携して、望ましいインターネットの利用方法についての指導を継続的に取り組んで行く必要がある。

いじめ 問題への対策 の基本的な考え方

- いじめの未然防止に向けた児童生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- 学校全体で鉄道等による登下校の安全確保とトラブルの未然防止に取り組む。
- 視聴覚・情報教育係が中心となって児童生徒のSNS等の利用における情報モラルについての教育の推進を図る。
- いじめの早期発見のために、記述や口頭等によるアンケートを生徒指導係が企画し実施。そこで得られた特に必要な情報は教職員間で共有を図る。

【 重点となる取組 】

- 児童生徒が集団としていじめを未然に防止する力を育成するため、行事等で集団の中での役割を自覚し、責任を果たすことで自己有用感や充実感を得られる活動を展開する。
- 児童生徒のSNS等インターネットの利用実態を踏まえ、高等部では各学年において全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を情報の授業内で実施する。

保護者・地域との連携

【 連携の内容 】

- いじめ問題対策基本方針を保護者に説明 し、学校のいじめ問題への取り組みについて 保護者の理解を得るとともに、PTA総会等で いじめ問題についての意見交換や協議の場 を設定し、取り組みの評価と改善を行う。
- 学校運営協議会、地域の方々等の連携の 機会を設け、地域における児童生徒の生 活の様子等についての情報を収集し、いじ めの早期発見に努める。
- インターネット上のいじめの問題やスマート フォン等の正しい使い方等についての啓発 を行う。
- いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教 育相談窓口等の紹介プリントを配付し、活 用を促す。

校

いじめ対策委員会

【 対策委員会の役割 】

学

- 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検 証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。
- 【 対策委員会の開催時期 】
- 各学期に1回(年3回)行う。 【 対策委員会の内容の教職員への伝達 】
- いじめ事案発生時には、直後の職員会議で全教職員に
- 周知。緊急の場合は職員朝礼等で伝達。

【 構成メンバー 】

- ●校内
 - ⇒校長、副校長、各部教頭等、総括教務、各部教務、生徒指 導主事、人権チーフ
- ●校外
- ⇒ 倉敷児童相談所 子ども発達支援課長 真備地域生活支援センター所長等

全 教 職 員

関係機関等との連携

【 連携機関 】

- 県教育委員会
- 【 連携の内容 】
- ネットパトロールによる監視、保護者支援のた めの専門スタッフ(SSW 等)の派遣 【 学校側の窓口 】
- 教頭(高等部)

【 連携機関 】

- 近隣の小中学校、高等学校、児童相談所等 【 連携の内容 】
- 情報交換 研修
- 【 学校側の窓口 】
- 副校長

【 連携機関 】

- 倉敷・総社・玉島警察署、近隣の交番、JR 井原鉄道
- 【 連携の内容 】
- 定期的な情報交換、連絡会議の開催
- 【 学校側の窓口 】 ● 生徒指導主事

学 校 が 実 す る 取 組 施

【 教職員研修 】

● 学校生活目標にいじめ防止に関するものを定め、学校全体でいじめ防止に取り組む環境作りをする。

1 ● 教職員の指導力向上のための研修として、児童生徒のインターネット利用の状況と指導上の留意点、SNS、情報モラルなどについての研修会を行う。

【 委員会活動 】 ● 高等部生徒会を中心に「いじめ防止ポスター、標語」を募集し、児童生徒自らが考え、意識を高めるための取組を進める。

め 【 居場所づくり 】 の

防 止

2

見

3

め

മ

対

処

● 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

- 小学部においては、児童がひとりひとりがお互いを認め合うことができるような学習に取り組み、情報モラル教育の基礎につなげていく。
- 中学部・高等部においては、ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性について学ぶとともに情報を発信する責任を自覚しながら適切に利用することができるように、情報モラル 教育に取り組むようにする。

【 実態把握 】

● 児童生徒の実態把握のための記述や口頭によるアンケートを学期ごとに実施し、教育相談を行うことで、児童生徒の生活の様子を十分に把握しいじめの早期発見を図る。

【 相談体制の確立 】

- 全ての教職員が児童生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。特に18歳以下の自殺は長期休業 明けにかけて急増する傾向があることに十分留意し、個別に教育相談を実施するなどの対応を行う。
- 高等部においては、生徒がSNS('STANDBY」アブリ)を利用して教師に相談することができるようにし、'相談しやすい」と感じられるような環境をつくる.

期 発

●児童生徒に気になる変化や行為があった場合には、まず生徒指導係に伝え、各部会・部門会、運営会で報告し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。

● 積極的ないじめの発見につながるよう、日々の連絡帳や個人懇談などにおいて家庭と学校での児童生徒の様子を情報共有し、必要に応じて積極的に児童生徒を観察するようにアドバイスを することで、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

【 いじめの有無の確認 】 ● 本校児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの有無やその内容についての事実確認を行う。

●いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を随時開催する。

【 いじめられた児童生徒への支援 】

● いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。

【 いじめた児童生徒への指導 】

● いじめた児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許されない行為であること」「相手の心身に大きな影響を及ぼすものであること」等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うととも に、当該児童生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

*重大な案件については、児童生徒全体にいじめ防止の意識を高めるよう、臨時集会等を開き、指導する。